

## 【農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・公募について】

農業委員会では、改正農業委員会法が施行されたことに伴い、農地利用の最適化をより良く進めるために、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）の推薦・公募を行います。

### 【募集人数】

農業委員 定数 13名

農地利用最適化推進委員 8名

担当校区	集 落 名	人 数
星 原	牧川・浜津脇・上之城・坂元・竹之川・広野・深久保・砂中	1
納 官	宝来・平鍋・春田・原之里	1
増 田	二十番・池之平・秋佐野・戸畑・向井町・中之町・郡原・古房	1
野 間 上	池之向・伏之前・中山・大平・上方・松原・旭町・横町	1
野 間 下	栄町・町山崎・畠田・高峯・竹屋野・阿曾・満足山・阿保・大牟礼・伊原・下田	1
油 久	広ヶ野・西之町・東之町・女州・向町・美座・西之山・今熊野	1
南 界	輪之尾・田島・東目・本村・中田・熊野・新町・塩屋・長谷・原尾	1
岩 岡	阿高磯・屋久津・梶潟・衣之平	1

### 【応募資格】

推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推進に関する職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、委員になることはできません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 【 応募方法 】

規定の応募様式に必要事項（応募する者の氏名・住所・連絡先・職業・年齢・性別・経歴及び農業経営の概況・認定農業者に該当するか否か・応募の理由・農業委員及び推進委員の両方に応募しているか否か等）を明記し、総務課または農業委員会事務局に提出します。

応募様式は、農業委員会事務局で配布、又は本ホームページよりダウンロードをお願いします。

## 【 応募様式 】

第1号様式 農業委員推薦書（個人用）  
第2号様式 農業委員推薦書（法人等用）  
第3号様式 農業委員応募用紙

第1号様式 最適化推進委員推薦書（個人用）  
第2号様式 最適化推進委員推薦書（法人等用）  
第3号様式 最適化推進委員応募用紙

## 【 応募期間 】

平成29年3月21日（火）から平成29年4月17日（月）必着。

## 【 任期等 】

- ① 農業委員の任期：平成29年7月20日～平成32年7月19日（3年間）
- ② 推進委員の任期：農業委員の任期に準ずる。

## 【 主な職務内容 】

- ① 農業委員は、農地の権利移動等の申請の許可、決定等審査のための委員会の会議に出席  
推進委員は、会に参加し意見を述べることは可能
- ② 遊休農地の発生防止・解消の推進
- ③ 担い手への農地集積の推進
- ④ 新規就農の支援のための活動、指針の作成等
- ⑤ 農地中間管理機構との連携

## 【 報酬等 】

報酬・費用弁償 町の条例による

## 【 選任方法 】

(農業委員)

中種子町農業委員会委員評価委員会により候補者を選考し、町議会の同意を得て平成29年7月に町長が任命します。

※法律の規定により、選考にあたっては、次のような条件があります。

- ① 認定農業者等が過半を占めること。
- ② 農業委員会の所掌する事務について、利害関係のない人を含めること。
- ③ 女性・青年就農者（50歳未満）を積極的に登用すること。

(推進委員)

中種子町農業委員会の総会にて選考し、農業委員会が委嘱します。

## 【 公表 】

応募者の状況は、ホームページ上で公表します。（中間・最終）

なお、応募に際し、提出いただいた内容（住所・電話番号などを除き）は、公表されます。

## 【 その他 】

農業委員の身分は、非常勤特別職です。秘密保持義務がありますので、職務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。農地利用最適化推進委員についても秘密保持義務が原則です。

## 【 応募・問い合わせ先 】

中種子町農業委員会事務局

TEL 0997-27-1111（内線:227/277）

※応募用紙については、農業委員会事務局に設置しています。また、本ホームページからも印刷できます。

## 【 任命・委嘱の流れ 】

